

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅰ 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	1	施策名	地域福祉の推進
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	C	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
1	福祉コミュニティ形成事業について、市は社会福祉協議会に事業費を助成し、地区ごとに地域福祉推進会議を設置することで事業を実施しているが、その事業の実態と成果を把握していない。民間部門の社会福祉活動を有効に支援し、市民に的確にサービスが提供されることが重要であり、事業の実態と成果の把握に努めるとともに、成果につながる事業を実施されたい。	<p>・福祉コミュニティ形成事業の実施状況等は、市社会福祉協議会から随時報告を受けているが、今後は、職員が地区社会福祉協議会の代表者の会議等に参加し、実施状況や課題等について、直接意見交換等を行うことにより連携を強化していきたい。</p> <p>また、来年度は新たに各地区で取り組んでいる福祉コミュニティ形成事業の内容をまとめた広報紙を作成する予定であり、他地区への情報発信や情報の共有化を進め、先進事例の普及・発展につなげていきたい。</p>
2	福祉コミュニティづくりに向けて、福祉分野以外の他分野との連携についての分析・検討をされたい。	<p>・福祉コミュニティ形成事業の実施については、実施母体である地域福祉推進会議の構成員に、自治会や商店会、NPO等の福祉分野以外の団体等が参加することで、福祉分野以外の他分野との連携を図っている。今後も福祉分野だけでは解決できない複合的な福祉課題に対応するため、地域の特性や課題に応じ、自治会や商店会、NPO等の福祉分野以外の分野からの参加を促していきたい。</p> <p>また、庁内の連携については、福祉コミュニティ形成事業を含め、地域福祉計画に位置付けられた各部署が所管する事業の進捗、課題等について、関係課長等で構成する地域福祉計画連絡会議において、連携を行っている。</p>
3	バリアフリーについて、指標の設定がされていない。「取り組みの方向」にも位置付けられているため、総合分析だけではなく、相模大野駅北口広場エレベーター設置事業以外に実施している事業を「施策を構成する主な事務事業」欄へ記載されたい。	<p>・バリアフリーに係る取り組みについては、現在、道路、公園、庁舎、学校等の多くの市民が利用する公共施設などの整備や、福祉機器の情報提供・相談事業などの障害者や高齢者の社会進出に向けた支援など、ハード・ソフト両面から積極的に進めているところである。</p> <p>今後、各部署で取り組んでいるバリアフリーに係る事務事業の中から、成果状況を捉えやすい事務事業を抽出し、「施策を構成する主な事務事業」として設定する。</p>
4	成果指標と施策を構成する主な事務事業を関連付けた分析をされたい。	<p>・指標1の「地域で住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合」を高めるという目標達成のため、地域での支え合い、助け合いを目的として実施している福祉コミュニティ形成事業の未実施地区への普及や既実施地区での事業PRに努めていく。</p> <p>また、福祉ポスターや作文の募集、市民福祉の集いでの同ポスター等優秀者及び社会福祉功労者の表彰、福祉のまちづくり講演会等は、福祉思想の普及、啓発に有効であるため、一過性の取り組みとせず、今後とも、目標達成のため、継続して実施していくことが大切であると考え。</p>

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
5	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○社会福祉協議会運営助成金 (変更前)H24年度末の引き揚げに向け、「強化・発展計画」の着実な推進を促す。 (変更後)H24年度末の引き揚げに向け、「強化・発展計画」の着実な推進を促す。社会福祉協議会運営助成金の指標・目標について、「社会福祉協議会の活動内容と成果を市民にわかりやすく発信するため、広報紙、ホームページ等の内容を充実する」を追加する。</p> <p>【参考H22】 実績:「従来の社協広報紙に加え、区版広報を発行」 評価:「民間のタウン紙の一面を利用したことにより、これまで社協広報紙を読まなかった市民に対しても、社協の活動を理解してもらう機会となった。」</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	2	施策名	援護を必要とする人の生活安定と自立支援
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	B	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	中・高校生を対象にした学習支援のように、福祉と教育など、他分野との連携についても、積極的な取組をされたい。	<p>・中高生への支援のほか、就職や就労意欲喚起等についての雇用部門との連携をはじめ、高校中退・ニート・引きこもり等の若者を対象にした支援、精神障害者を対象とした支援、債務を抱える者への支援等についても若者サポートステーション等の専門機関と連携して実施している。</p> <p>今後も個々の課題に応じたきめ細やかな支援を図っていくため、専門機関との連携による取組みを充実していきたい。</p>
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<p>・自立に向け取り組んでいく状況をみるため参加者の割合について目標設定している。</p> <p>併せて、支援内容によっては効果額を算出できるメニューとできないメニューがあることから、各支援策に応じて目標を定め、それに対する事業効果をメニューごとに評価している。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	3	施策名	子どもを生みやすい環境の整備
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	B	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
1	<p>成果指標の「合計特殊出生率」の上下は外部要因が大きいことから、施策を構成する主な事務事業において、市の事業を実施したことによる結果が施策推進に反映される指標の設定を検討されたい。</p>	<p>・成果指標の「合計特殊出生率」については、2次評価意見のとおり外部要因によるところが大きいものではあるが、全国的に少子高齢化が進むなか、国のみならず、各自治体のさまざまな取り組みにより、その向上を目指すものとする。また、広義においては施策を構成する主な事務事業の成果を計り、「子どもを生みやすい環境の整備」という施策そのものの進捗を計る指標としては一定の有効性があるものとするため、当面はその推移を見ることとしたい。</p> <p>・市の事業を実施したことによる結果が施策推進に反映される指標については、指標4「子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合」で、その成果を計りたいと考えている。</p>
2	<p>事業の周知方法について、若い人にもより関心を持ってもらえるよう広報さがみはら以外の媒体などで積極的に広報されたい。</p>	<p>・事業の周知については、広報さがみはら以外にも各保健センターやまちづくりセンター等における母子健康手帳の発行時や、医療機関へのポスターの掲示、また、薬局への妊娠・出産の相談窓口カードの配架などを実施しており、今後もより効果的な事業の周知に努めたい。</p>
3	<p>子どもを生む前の人たちに対する事務事業についても積極的な取り組みをされたい。</p>	<p>・子どもを生む前の方々に対する事業として、現在、「妊婦が早めに知っておきたいこと」「不妊治療について」「こどもを産み育てることについて」など、赤ちゃんが欲しい人のための妊娠前セミナーを実施している。</p> <p>また、思春期のこどもたちを対象に、赤ちゃんやその保護者とふれあい、育児やこどもを大切に育てる親の気持ちを知るきっかけづくりのための「赤ちゃんふれあい体験教室」を実施しているが、今後も一層力を入れて取り組んでいく。</p>
4	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・妊婦健診事業において、現在設定している指標・目標については、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の中で、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援という課題における一つの指標とされており、市としても、妊娠初期からの定期的な受診に繋がり、妊婦と胎児の安定的な健康管理に資する有効な指標と考える。</p> <p>・こんにちは赤ちゃん事業については、対象者へのアンケートなどから、事業の実施によって育児不安の軽減や育児に必要な情報の提供など市民のニーズへの対応が図られていると認識している。このため、現在指標・目標として設定している戸別訪問の訪問率を高めることが、母子の状況把握や相談対応、情報提供などのきめ細かな育児支援の充実に繋がるため、有効な指標と考える。</p>

5	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場にたった総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<p>・妊婦健康診査事業では、保健センターや保健福祉課での母子健康手帳交付の際に保健師が面接することで、妊娠・出産についての相談に対応し、妊娠初期からの定期的な受診を促し、支援を必要とする妊婦のフォローを早期に開始している。また、交付時にアンケートを実施し、病気や妊娠・出産に対する不安感を感じる等の回答がある場合は、保健センターや保健福祉課と連携して支援している。今後もこのような連携を一層強化し、事業の推進に努めていく。</p> <p>・こんにちは赤ちゃん事業では、訪問等で気になる母子を発見した場合には、各こども家庭相談課に相談し、要保護児童対策会議の体制において連携を図り、必要な支援を提供している。また、更なる支援が必要な場合には、児童相談所やこども青少年課を含め話し合いを重ねている。今後もこれらの連携をより一層強化し、個々のケースにあった最善の対応に努めていく。</p>
---	--	--

○H24当初予算へ反映した改善策

こんにちは赤ちゃん事業(中央保健センター)

- ・平成23年度実施率85%を平成24年度実施率を90%にあげる。
- ・母子訪問相談員を平成23年度1,575人から平成24年度1,690人とし、115人分増で予算要求。

※ H23当初予算	20,190千円	H24当初予算	21,387千円
-----------	----------	---------	----------

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	4	施策名	子育て環境の充実
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	B	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	待機児童の解消について、複数の事業を組み合わせることで解消策を実施しているため、待機児童の解消を目標に設定したほうが総合的な効果が高くなると考えられる。今後に向けて検討されたい。	・待機児童の解消については、達成状況を分かりやすく説明するために、現指標を補完する新たな指標として「指標案:待機児童数」を設定していく。
2	保育需要とサービスの提供について、量的な需要に力点が置かれているが、認可・認可外保育所ともに、保育士の質の向上に向けた取組を積極的に実施されたい。	・多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、保育士の質の向上に向けて「保育所職員研修計画」に基づき、経験や職位等に応じた研修を計画的に実施している。また、認可外保育施設についても、施設管理者、保育士等を対象とした研修会を年5回実施しているほか、市の保育アドバイザーによる助言を行うなど人材育成面での支援に努めている。引き続き、アレルギー対応などの今日的な課題を研修テーマに取り上げ、研修内容の充実を図りことで、保育士の質の更なる向上に取り組む。
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・地域で子育てを支える取り組みの推進として、地域で子育てを支援する人材の育成や地域の子どもを支援するネットワークの充実を図るとともに、こどもセンターや保育園などの機能を生かした子育て・子育て家庭への支援に取り組んでいる。 ・「ふれあい親子サロン」事業では、部を越えて、こども青少年課、健康企画課、保健センター、保育課、こども施設課が連携して開催しており、今後もこれらの連携を強化し、育児不安の解消や子育て力の向上に努めていく。 また、部内においても、こどもセンター、児童館、保育所等の施設で働く職員を対象とした研修(「子育て支援講座」「アレルギー研修」等)を開催しており、今後もこれらの合同研修を通じ、情報の共有や連携の強化に努めていく。

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
4	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)」において、現在設定している指標・目標については、ふれあい親子サロンが地域で気軽に交流できる場があることが重要であり、参加者が育児をする上で必要な情報の共有化や共感できる場として、多くの方に参加していただくよう参加者数を指標・目標としているため、適正と考える。 ・「放課後子どもプラン推進事業」において、現在設定している指標・目標については、より多くの子どもたちが活用できる場を増えることを箇所数として示すため、放課後子ども教室を実施する施設数を指標・目標としており、適正であると考ええる。 ・「児童クラブ整備費」において、現在設定している指標・目標については、待機児童の多い中、具体的に解消される人数を示すため、整備により拡大が図られる受入人数を数値目標としており、適正であると考ええる。 ・「児童館整備事業」において、現在設定している指標・目標については、既に着手している取り組みの着実な推進を図るため、宮上児童館建替えに係る初年度の工程を目標としており、適正と考える。 ・「こどもセンター改修事業」において、現在設定している指標・目標については、子どもたちのより良い居場所を提供するため、設備などの不具合等が生じたこどもセンターを、適宜改修することを目標としており、適正と考える。 ・「(仮称)小型こどもセンター用地買戻し事業」において、現在設定している指標・目標については、事業を推進するためには事業用地を市が買戻す必要があるため、買戻すことを目標としており、適正と考える。 ・病児・病後児保育事業において、現在設定している指標・目標については、子育てと就労の両立支援の充実を図るため、現在、病気回復期の児童を対象とする病後児保育事業実施施設を、病気回復期に至らない場合でも児童を受け入れる病児保育事業実施施設へ移行することを目標としており、適正と考える。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	5	施策名	青少年の健全育成
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	C	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>施策の具体的な成果を上げるため、現在は街頭指導やパトロールを実施しているが、教育との連携の視点から、中学や高校、登校拒否や家出などの現状を前段で把握しておくことが具体的な施策を行うための基礎となる。このため、青少年行政の範囲内のみならず、教育との連携を図った施策を実施されたい。</p>	<p>・街頭指導・パトロールを行っている青少年相談センター等の各機関では、現在、学校との情報の交換・共有などの連携を行っている。 また、今日の多様化、複雑化した青少年問題に対応するため、教育、福祉、保健、就労などの各分野との連携を図ることを目的に、今年度、(仮称)相模原市子ども・若者支援協議会を設置し、更なる連携強化に取り組む。</p>
2	<p>青少年の健全育成のため、地域の青少年健全育成協議会を設置して事業を行っているが、若者の意見を取り入れた新しい取組を検討されたい。</p>	<p>・青少年健全育成事業に、より多くの青少年が参加するためには、若者の意見を取り入れることも必要であるため、その具体的な手法等について検討していく。</p>
3	<p>施策のめざす姿と施策を構成する主な事務事業が整合していないため、整合を図った事業を実施されたい。</p>	<p>・現在、施策を構成する主な事務事業として記載している「青少年学習センター活動事業」「青少年指導員活動推進事業」「青少年健全育成環境づくり事業」「子ども・若者育成支援事業」については、本施策で定められた3つの取り組みの方向、1 青少年の健全育成に向けた活動の促進、2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進、3 相談体制の充実に則り、即効性のある事業ではないものの、着実に、めざす姿「青少年が健全に過ごしている」の実現に寄与するものであり、整合が図られているものとする。</p>
4	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・「青少年学習センター活動事業」において、現在設定している指標・目標については、学習センター利用率が青少年の課外活動への関心や意欲を示すものであるため、適正な指標と考える。 ・「青少年指導員活動推進事業」において、現在設定している指標・目標については、青少年の育成指導には青少年指導員の資質向上が必要なことから、研修への参加者数を指標・目標とすることが適性であるとする。 ・「青少年健全育成環境づくり事業」において、現在設定している指標・目標については、作品募集への参加状況が青少年の意欲や関心を示すものであるため、適正な指標と考える。 ・「子ども・若者育成支援推進事業」の目標については、以下のとおり変更する。 ・「(仮称)相模原市子ども・若者支援協議会を設置し、教育、福祉、保健、就労などの各分野との連携により、ひきこもりや不登校などケースに応じた支援を行う。」</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	6	施策名	高齢者の社会参加の推進
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	C	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	老人クラブの会員数・クラブ数が減少している中で、団塊の世代の地域活動に向けたニーズの把握や今後の老人クラブの育成の方向性、考え方の整理などを行っていくべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの会員数・クラブ数の減少する中、団塊の世代の地域活動に向けたニーズの把握や老人クラブの活性化や会員の拡大策については、平成24年度に、市と老人クラブの両方で検討を行い、老人クラブの育成の方向性、考え方の整理を行う。 ・平成25年度より、検討した育成の方向性、考え方に基づき、課題解決に向けた具体的な取り組みを実施していく。
2	また、老人クラブは自治会に加入している人が会員となっている割合が高いが、高齢者が増加しても老人クラブの会員数は今後も減少傾向にあると危惧される。今後は、引越しなどにより新たに市民になった高齢者の地域におけるコミュニティ意識の醸成方策等について検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブでは、毎年2月、加入促進月間を設け、各戸訪問して勧誘活動を行っているが、今後、市と老人クラブは、新たに市民となった高齢者もターゲットにし、様々な広報媒体を活用して、老人クラブのPR活動を行うなど更に活動を充実する。また、新たに市民になった高齢者の地域におけるコミュニティ意識の醸成についても取り組みを検討する。
3	上記2つの点から、老人クラブ活動の効果的な支援に向け、他のコミュニティ組織との連携も含めて事業の見直しをされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・他のコミュニティ組織との連携も含めた事業の見直しを行い、老人クラブ活動のより効果的な支援を行う。
4	高齢者の地域活動支援について、退職後、年金を受給できるまでの間は働きたいという高齢者のニーズがあるが、地域貢献活動やシルバー人材センター等の就業の仕組みを見直し、今後は、ニーズを把握した上で、高齢者の活力と意欲を生かした新しい産業振興を図る方向で取組を検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの就労を通じた生きがいづくり、仲間づくりの理念は今後も堅持していく。 ・退職後、年金を受給できるまでの間は働きたいとする高齢者のニーズに対応した就労支援については、ハローワークや、市の経済部と連携し、各実施機関の役割分担も含め、就業の仕組みについて検討していく。
5	シルバー人材センター支援事業について、助成金を支出したことによる成果が明確に把握されていない。また、利益を目的としないが、自主・自立が求められる団体であるため、独立採算の観点から、事業費の財源確保を行い、運営を行えるよう検討したうえで、助成金の適正化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金を支出したことによって昭和54年度設立時と比較すると、会員数は5倍、契約金額は、17倍に増えた。 (平成22年度は、会員数 3,585人、受託件数 23,605件、契約金額 1,040,883千円となっている。) ・平成24年1月から、シルバー人材センターでは「中期計画策定検討委員会」を設置し、経営改革を進める予定である。市は、センターの自主・自立の理念のもと、経営改善を促し、事業費の財源確保に留意しつつ、補助金の適正化に努めていく。

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
6	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者大学運営事業において、現在設定している指標・目標については、高齢者が学習や仲間づくりを通じて健康で生きがいのある生活を築くことを目的に開講している本事業の入学者に対する修了者の比率を指標・目標としており、適正であると考え。 ・シルバー人材センター支援事業において、現在設定している指標・目標は、会員数の減少や受託件数の確保が本事業の課題の1つであるため、それらを指標・目標としており、適正であると考え。 ・高齢者の地域活動支援事業において、現在設定している指標・目標は、受講者数が少ないことが本事業の課題の1つであるため、受講者数を指標・目標としており、適正であると考え。 ・老人クラブ育成事業において、現在設定している指標・目標は、登録クラブ数、登録会員数の減少を阻止することが本事業の当面の目標であるため、適正であると考え。
7	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・今後は、あじさい大学の運営で既に連携をもっている生涯学習部や、連携分野として想定される経済部等と、市民の立場に立った総合調整と、組織の横断的な連携強化に努める。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	7	施策名	高齢者を支える地域ケア体制の推進
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	C	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>高齢者を支える地域ケアの推進について、様々な事業を実施しているが、国の方針に基づいた事業の実施と同時に市の実情に合った地域ケアの推進を図りたい。</p>	<p>・地域において高齢者を支えていくため、民生委員によるひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を実施し、生活実態の把握と必要に応じて支援につながる取り組みを進めているほか、医療と介護の橋渡し役となる「地域ケアサポート医」を設置するなど、地域ケア体制の構築に向け、市の実情に応じた独自の取り組みを進めている。現在は、日常生活圏域ごとに地域ケアを推進する上での中核的な役割を果たす地域包括支援センターを設置しているが、各圏域の高齢者数に差異が生じていることから、きめ細やかな支援を行うために分割し、それぞれに地域包括支援センターを設置するなど、地域包括支援センターの充実を現在策定中の第5期高齢者保健福祉計画に位置づけ、平成24年度から取り組んでいく予定である。</p> <p>・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築が必要であるが、地域により高齢者や介護者の意識、社会資源の状況等が異なるため、地域包括支援センターを拠点として、その地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの構築を進めていく予定である。</p>
2	<p>施策の評価等からは施設の充実の努力は見られるが、在宅ケアサービスの推進に向けた取組については十分な方向性が示されていない。また、家族介護者への支援などのニーズも高いと考える。これらに関する事業の実施内容を評価等に記載されたい。</p>	<p>・今後の施策の方向性については、平成24年度から新たにスタートする第5期高齢者保健福祉計画において示すこととしている。</p> <p>同計画では、在宅介護を中心とした「地域包括ケアシステム」を構築していくこととしており、住み慣れた自宅でできる限り生活を継続できるよう、新たな介護サービスを含む地域密着型サービスや居宅サービスの充実を図るとともに、インフォーマルサービスの充実を図っていく。</p> <p>・要介護者が住み慣れた自宅で暮らし続けるためには、医療・介護サービスが連携を図りながら、適切に提供されることが重要であり、家族介護者への支援も大切であると考えており、本市では、従来から医療と介護の連携を推進するための研修や関係者の意見交換等の会議を開催するとともに、地域包括支援センターによる介護者支援事業を行っており、今後も着実に実施していく予定である。</p> <p>また、ショートステイやデイサービスによる介護負担の軽減のほか、地域包括支援センターが行う「家族介護教室」や、24時間いつでも介護・健康・医療等に関する相談ができる「ホッと！あんしんダイヤル」の設置や、「介護家族ハンドブック」の配布など、介護家族の支援に努めている。</p>

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
3	<p>市内の民間事業者は、地域ケアや在宅ケアなどにおいて相当の努力を行い、市に対し協力を行っているが、市は有効な支援をすべき立場にある。実態の把握を行い、その結果を施策の評価に記載されたい。</p>	<p>・市や地域包括支援センターにおいて、インフォーマルサービスを含む介護保険事業者等の地域資源の把握に努め、それらをまとめたものを「ふれあい福祉ガイド」や「高齢者地域情報誌」として発行し、市民に支援内容・制度等の周知を図っている。</p> <p>また、介護保険事業者を対象に集団指導や実地指導等により、市は事業者の指導育成を行い、介護サービス提供量の維持や質の向上に向け支援している。平成24年度から県の指定・指導権限が本市に移譲されることに伴い、各事業者の指導育成の更なる充実を図る予定である。</p>
4	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○地域ケア体制推進事業 (変更前)①全市実施、②困難ケース会議 34件以上、③「地域ケアサポート医」への相談 32件以上、④困難ケースに対する体系的・組織的な支援体制の整備及び地域ケアサポート医は、周知を図りながら継続実施 (変更後)個々の数値等の目標に加え、それらにより実現する社会的効果等を追記する</p> <p>○認知症疾患医療センター運営事業 (変更前)平成24年度委託に向け、認知症対策検討会議を設置し、方向性について検討を行う (変更後)具体的な検討内容を追記する。</p> <p>○介護予防事業 (変更前)新たな取り組みとして・地域型元気アップシニアモデル事業を実施 市内4ヶ所、2種類(一次予防、二次予防事業)・地域型生き生きシニアモデル事業の実施 (変更後)自ら介護予防に取り組む高齢者の人数(事業参加実人数)</p> <p>○地域包括支援センター運営事業 (変更前)職員体制:134人 (変更後)相談体制の充実を図るため、職員体制の増強を進める(職員体制134人)</p> <p>○介護人材の確保・育成事業 この事業については、現在は事業実施前の目標設定と実施後の資格取得状況等の成果把握を行っているが、事業実施後の介護職員定着状況等も把握して、事業の評価を充実させる予定である。</p>
5	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・認知症対策の推進にあたっては、医療・介護などの外部関係者と庁内関係課により組織された検討会議を設置し、検討を行うなど、連携強化に努めながら進めている。また、虐待防止や徘徊高齢者に関しては、警察・自治会・民生委員・介護施設など外部関係者を含む関係機関により構成されるネットワーク会議をそれぞれ組織するとともに、庁内関係各課との連携体制をとっており、今後も横断的連携に努めていく。</p> <p>・高齢者、障害者など担当部署は異なっているが、複数部署に関わる案件については、関係職員間での連絡調整をより密に行い、更なる連携を強化に努めていく。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	8	施策名	障害者の自立支援と社会参加
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	B	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	指標の結果分析に当たっては、例えば、日中活動系事業所の利用者数の目標未達成の理由について、具体的な業務統計や調査統計を使い、分析した結果を記載されたい。	・「【指標13】日中活動系事業所の利用者数」の結果分析に当たっては、サービスを提供する事業者数や定員数の増減傾向等の統計資料を分析した結果を踏まえた中で、平成24年度の評価において記載していく。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○障害福祉相談事業 (変更前)①障害福祉相談36名の設置、②指定相談支援事業者10法人への補助 (変更後)①障害福祉相談員の活動件数、②基幹相談支援センターの相談支援件数 ・発達障害者支援センターの設置により、新たに事務事業を始めることから、平成23年度の「施策を構成する事務事業名」及び「指標・目標」を次のとおり改める。 ○発達障害者支援事業 (変更前)発達障害者支援事業…①発達障害者支援センターの整備・運営、②発達障害者支援体制整備検討委員会の開催 (変更後)発達障害者支援センター…①発達に関する相談支援件数、②就労に関する相談支援件数
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・「発達障害者支援事業」を推進するに当たっては、平成24年度中に発達障害者支援センターを設置し、保健、福祉、医療、教育、労働など、連携を図ることにより、施策を推進していく。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	9	施策名	障害児の支援
1次評価	A	施策所管局	健康福祉局
2次評価	A	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>施策を構成する主な事務事業の評価について、「目標どおり実施した」となっている点について、分析等を踏まえた具体的な理念を明確化して記載されたい。</p>	<p>・平成22年度の実績・評価を次のとおり変更する。</p> <p>○日中一次支援事業 主に以下のとおり事業を実施し、目標を達成した。</p> <p>相模原養護学校の施設を借用して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日数159日間 ・延べ利用数861人 <p>○第一陽光園 主に以下の事業を実施し、目標を達成した。</p> <p>障害児本人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な動作を獲得するための訓練 ・集団生活になじむためのコミュニケーション支援 <p>保護者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児への関わり方を知るための面接、研修の実施 ・子育てに関する不安等を解消するための助言等 <p>○第二陽光園 主に以下の事業を実施し、目標を達成した。</p> <p>障害児本人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な動作を獲得するためのリハビリ等 ・集団の中で、多様な経験を積むことによる発達の促進 <p>保護者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児への関わり方を知るための面接、研修の実施 ・子育てに関する不安等を解消するための助言等 <p>○共通運営費 主に以下の事業を実施し、目標を達成した。</p> <p>複合施設を効率的に運営するため、利用児者の健康診断、通園バスの運行委託、非常勤職員の任用等を一元化して実施した。</p>

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
2	<p>施策を構成する主な事務事業の評価について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一次支援事業において、現在設定している指標・目標については、特別支援学校において支援を必要とする児童生徒及び保護者を支援することを目標としており、適正であると考えます。 ・知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業において、現在設定している指標・目標は、入所待機数が多い知的障害児及び重度心身障害児の施設を整備することを目標としており、適正であると考えます。 ・第一陽光園において、現在設定している指標・目標は、知的障害児及びその保護者に支援を行うことを目標としており、適正であると考えます。 ・第二陽光園において、現在設定している指標・目標は、肢体不自由児及びその保護者に支援を行うことを目標としており、適正であると考えます。 ・療育相談室は、発達や障害に関する相談を受けるとともに、リハビリ支援や児童デイサービス等の療育支援を行うことを目標としており、適正であると考えます。 ・共通運営費は、健康診断や医療相談など第一陽光園、第二陽光園、療育相談室等において共通する事業や施設運営に係る非常勤職員の任用を一元的に行い、より効率的な運営を行うことを目標としており、適正であると考えます。
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度発達障害者ネットワーク会議を設置し、その中で乳幼児期と学齢期の部会を立ち上げる。当該部会は、民間事業所・特別支援学校・福祉部、こども育成部、保健所、学校教育部等を構成員とし、発達障害児に対する支援方法や支援者の資質向上について横断的な組織として検討を行う。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	10	施策名	健康づくりの推進
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	B	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>施策のめざす姿を達成するために、自治会や民生委員など、地域コミュニティとの連携を図った事業の実施を検討されたい。</p>	<p><現在、地域コミュニティと連携を図っている事業></p> <p>①公民館との連携 地域の健康づくり普及員と協働し、構成自治会を単位とした地区レクリエーション、公民館まつり、ふるさとまつりなどの場において健康づくりの普及啓発を実施している。</p> <p>②健康づくり普及員との連携 地域の健康づくり普及員とともに地域のニーズや資源を勘案したウォーキングや体操などの健康づくり活動を展開している。 健康づくり普及員は、公募の上、養成講座を終了後、自主的に健康づくり活動を行う。</p> <p>③地域・職域との連携 地域の各種団体(婦人会、学習団体等)、職域(法人会、建設業協会等)と連携し健康づくりの普及啓発を行ってのる。</p> <p>④ふれあい親子サロンでの連携 各こどもセンターで実施している「ふれあい親子サロン」では、地域民生委員等と連携を図りながら子育て中の親子の交流及び育児相談を行うほか、育児中の母親に対し、若年からの生活習慣病の予防、喫煙のこどもへの影響などの普及啓発を実施している。</p> <p><今後の地域コミュニティとの連携を検討する事業></p> <p>①今年度に市内いくつかの民間スポーツ施設に対し、市民が活用できる地域の社会資源として施設内容や提供プログラム等についてアンケート調査を実施した。今後、アンケート結果を取りまとめ、市民に還元できる情報を整理する。また、アンケートを行った施設からは行政との連携を望む声もあり、取り組みの目的や方向性について意見交換等を行いながら、具体的な連携について検討する。</p> <p>②市保健師の地域活動において、多くの地域で、健康づくり普及員との協働によりウォーキングマップを作成をしており、今後も未作成の地域においてマップ作りを推進していく。また、マップ作りや各地域におけるマップを活用した事業などを通じて、人材の発掘や地域との関係を深め、自治会などの地域コミュニティとの連携強化を図る。</p>

2	<p>健康増進のため、高校と連携を図り受動喫煙防止に関する教育を行っているが、対象年齢を下げ実施するよう検討されたい。</p>	<p>・受動喫煙防止に向けた取組みについては、①妊産婦への母子手帳配布②乳幼児健診③ふれあい親子サロンなどで喫煙の身体への影響及び乳幼児、胎児への受動喫煙の影響の啓発の他、様々な場で普及啓発を行っている。</p> <p>中学校においては、学習指導要領に基づき、保健体育の中で喫煙及び受動喫煙の影響について扱っている。</p> <p>今後は、保健センターが持つ受動喫煙防止に関するパンフ、パネル、DVD等の教育素材などを学校に提供したり、禁煙教室を開催するなどの連携について検討を行い、より広範囲な世代へ啓発を進めたい。</p>
3	<p>成果指標と施策を構成する主な事務事業を関連付けた分析をされたい。</p>	<p>・指標17「自分が健康であると感じている人の割合」の達成率は、96.9%であった。本指標達成のための施策を構成する主な事務事業は、「がん施設・集団検診」「成人歯科健康診査」及び「生活保護受給者等健康診査」である。市民が自らを健康であることを確認する手段として、検診を受診しその結果を知ることは重要であり、また、結果に基づき食生活や生活習慣の改善などに取り組むことは健康増進にとって有効である。がん施設・集団検診については、がんの早期発見、早期治療を図るため、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの5つのがんについて検診を実施し、がん検診全体の受診者数、受診率ともに当初目標値を達成した。今後も、がん検診無料クーポン券の送付やイベントの実施等を通じてさらなる普及啓発に努める。また、成人歯科健康診査においても、受診者数は目標を上回ったが、生活保護受給者等健康診査においては、受診率が目標を下回った。この要因としては、高齢化の進行や不景気の影響による労働環境の変化、ストレス等が考えられるため、今後も健康増進や健康教育の充実に努め、目標の達成に努める。</p> <p>※進行管理シート一次評価欄の記載事項の差替として(上から3番目の文章を加筆修正の上、記載場所を2番目に移動)</p> <p>・指標18「日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合」の達成率は、97.6%であった。本指標達成のための施策を構成する主な事務事業は、「健康増進事業」である。この事業は、自らの生活に健康増進のための運動を取り入れ、疾病予防や生活の質の向上を図ることを目的として実施している。平成22年度に、事業の実施方法等を見直し、経費を削減したが、事業の周知徹底に取り組んだことにより、参加者数が増加し、増加率も目標を上回っており、新たに運動習慣を持つ人の増加に結びついたと考える。</p> <p>【進行管理シートの一次評価欄の記載事項の差替(下から2番目の文章)】</p>

4	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定されたい。</p>	<p>・No.1「健康増進事業」は施策のめざす姿である「市民が日頃から心身ともに健康で生活している。」を実現するために、「運動習慣をもつ人を増やす」ことを目標に実施し、「事業参加者の対前年度比増加率」を指標としている。</p> <p>事業参加者の対前年度比増加率は、運動習慣を持つ人が増えていることを示すものである。事業実施の成果や社会的効果を考えた場合に、健康増進事業に参加した市民の中で、どれだけ運動習慣が定着しているかを把握する必要がある。</p> <p>今後、事業を実施した結果が市民がわかりやすいものとなるよう指標・目標を次のように改める。</p> <p>・健康増進事業・・・事業参加者へ運動習慣に関するアンケートを実施し、定着率増加を指標とする。</p>
5	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・No.6及びNo.8自殺総合対策事業について、自殺は、さまざまな要因によって引き起こされるものであることから、庁内のみならず行政以外の分野、経済や労働、教育などの幅広い分野との連携なくして対策をすすめることができない。このため、平成24年度において、関係者により構成される相模原市自殺対策協議会を設置するとともに、市民からの意見も聴きつつ行動計画を策定していく予定である。</p>

○H24当初予算へ反映した改善策

自殺総合対策(精神保健福祉課、精神保健福祉センター)

・相模原市自殺対策協議会の設置

・自殺総合対策に係る行動計画の策定 H23:16,965千円、H24:9,641千円

※ H23当初予算	16,965千円	H24当初予算	9,641千円
-----------	----------	---------	---------

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅰ 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	11	施策名	医療体制の充実
1次評価	A	施策所管局	健康福祉局
2次評価	A	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	指標の結果分析に当たっては、目標達成のために取り組んだ事務事業の結果と関連付けた分析を行った記載をされたい。	<p>・指標19の結果の分析欄には以下のとおり記載する。 『目標達成のための事業として「急病診療事業」を行っており、夜間及び休日における急病診療体制の充実を図るとともに、メディカルセンターの機能強化や疾患別救急医療体制の整備等が指標の目標達成に効果的であると考え、今後も事業を推進していく。』</p>
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<p>・事業を実施した結果が市民に分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○急病診療事業(【仮称】北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討) (変更前)竣工に併せた設備整備等、諸課題について検討を進める。 (変更後)平成25年度の開設に向けた具体的な設備整備等について検討を進める。</p> <p>○地域医療事業 (変更前)脳卒中患者に対応する救急医療協力医療機関への支援 (変更後)脳卒中患者に対応する救急医療体制を整備し、受入機関を支援する。</p>
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<p>・急病診療事業を推進するにあたっては、救急体制との関係が深いことから、今後も消防局との連携を継続していく。</p>

○基本目標 I 誰もがいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	12	施策名	保健衛生の充実
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	B	局・区長名	篠崎 正義

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>・施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・各事業の指標・目標が講座の受講者数や事業の実施回数となっているものが多いが、保健衛生体制の充実のためには、意識の向上や事業を周知することが効果的なことから設定したものである。 今後は、意識等の向上を評価するため、終了時のアンケートを実施していく。</p> <p>・事業を実施した結果が市民に分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○火葬場のあり方の検討 (変更前) 市営斎場の指定管理者制度の導入準備を進める。新たな火葬場のあり方等に係る基本構想の策定に向けた検討を行う。 (変更後) 市営斎場の指定管理者制度の導入に向けた関係団体との調整を進める。新たな火葬場のあり方についての基本構想を策定するため、外部委員で構成する検討委員会を設置し、検討に着手する。</p>
2	<p>・部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・予防接種事業の実施にあたっては、正しい知識の普及啓発のため、保健所内や教育委員会の関係部署との連携に努めている。また、感染症予防対策事業の推進にあたっては、保健所内・危機管理・医療に関わる関係部署をはじめ、庁内の各部局や医師会等の他の機関とも連携を図りながら、課題の共有及び検討に努めている。その他の事業についても、関係部署との調整を図りながら実施している。</p> <p>・新たな火葬場のあり方の検討を進めるにあたり、市民の立場に立った検討を行うため、外部委員で構成する「新たな火葬場のあり方等検討委員会」において検討を行うほか、庁内の関係課長で構成する検討組織を設置しており、引き続き横断的な連携を図っていく。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	13	施策名	市民生活の安全・安心の確保
1次評価	B	施策所管局	企画市民局
2次評価	B	局・区長名	大房 薫

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	「取り組みの方向」の4「基地周辺対策の推進」について、実施している事業(取組み)をシートへ記載されたい。	・基地周辺対策の推進として、国及び米軍に対して要請を行っていることから、平成24年度の評価において記載していく。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<p>・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」となるよう、次のとおり改める。</p> <p>○地域防犯活動推進事業 (変更前)新規防犯活動物品補助団体率 (変更後)青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数(または率)</p> <p>○防犯灯の設置促進 (変更前)LED防犯灯設置灯数 (変更後)LED灯設置による電気料削減効果</p>
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<p>・交通安全計画を推進するためには、他部局との連携が必要である。そのために、関係課で構成する庁内組織を設置し、施策の進捗状況等の把握、部局間の連携強化に努める。特に、各区役所との連携を図った上で、各種キャンペーンを実施する。</p> <p>・交通安全施設整備事業において、一部地域では地域の地区社会福祉協議会等と共同で現地調査を行っている。また、特に通学路の安全対策においては教育委員会と連携し、通学路の点検結果に基づき効率的に整備事業を進めている。</p> <p>・消費生活基本計画を策定することにより、庁内の他部局が実施する消費者施策について把握し、施策に応じて関係課との連携強化をすることにより、消費者問題の啓発に努める。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	14	施策名	災害対策の推進
1次評価	B	施策所管局	危機管理監
2次評価	B	局・区長名	阿部 健

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>・実施している事務事業の取組が、ハード面に偏った記載内容となっている。教育や福祉との連携などソフト面での取組についてもあわせて記載されたい。</p>	<p>ソフト面での取組については次の事項を既に行っているため、来年度の評価において記載していく。</p> <p>市民の防災・減災に関する意識の高揚や、地域の防災力の強化を目的として、防災講演会や防災リーダー研修、生涯学習まちかど講座などを行っている。</p> <p>また、災害時要援護者に必要となる防災資機材について、福祉避難所に備蓄の充実を図っている。</p> <p>さらに、小・中学生に対し、教育委員会で作成した防災教育副読本を活用し、継続的な児童生徒に対する防災対策の普及啓発に取り組んでいる。</p>
2	<p>・施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>合併に伴う旧市と旧津久井地域との防災備蓄倉庫や防災資機材の一元化が課題となっていることから、防災備蓄倉庫については平成27年度、防災資機材については平成28年度を目途に、その解消に向け取り組んでいるため、現状の指標・目標設定となっている。</p> <p>また、道路災害防除事業(防災カルテ点検業務)につきましては、目標として、点検箇所206箇所、対策箇所4箇所を具体的な指標とし、道路災害未然防止に取り組んでいく。</p>

○H24当初予算へ反映した改善策

・備蓄品等充当率の目標達成に向け、津久井地域への避難所倉庫(5箇所)や、備蓄資機材の整備を行う。

・道路災害防除事業については、目標として、道路災害未然防止のための点検、対策の実施を掲げ、成果として点検箇所数206箇所及び対策箇所4箇所と具体的な指標を設定している。

・福祉避難所用及び一般避難所用として、災害時要援護者用防災資機材を引続き備蓄する。

※ H23当初予算	66,587千円	H24当初予算	109,169千円
-----------	----------	---------	-----------

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標 I 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	15	施策名	消防力の強化
1次評価	B	施策所管局	消防局
2次評価	B	局・区長名	大谷 喜郎

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
1	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。 資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定されたい。</p>	<p>・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○消防署所の整備事業 (変更前)藤野分署の移転整備(実施設計) (変更後)災害活動に対応しやすく、救命講習等で市民や消防団員の利用が可能な施設となるよう藤野分署の実施設計を行う。</p> <p>○消防団詰所・車庫整備事業 (変更前)消防団の詰所・車庫の建替数3棟 (変更後)消防団の活動拠点となる詰所・車庫を計画的に整備し、地域の防災力の向上を図る。 平成23年度は、城山消防団第2分団第3部、第3分団第3部及び藤野消防団牧野分団第2部の計3箇所の改築を行う。</p> <p>○火災予防推進事業 (変更前)住宅用火災警報器の設置率を100%とする (変更後)住宅用火災警報器の設置率を100%とし、火災の死者、焼損面積及び損害額を設置していない場合と比較し半減にする。</p> <p>○救急の高度化推進事業 (変更前)メディカルコントロール体制の充実・気管挿管・薬剤投与認定救急救命士の養成 (変更後)救急救命士を2名養成するとともに、気管挿管、薬剤投与の出来る救急救命士をそれぞれ6名養成し、傷病者の救命率向上を図る。</p> <p>○デジタル消防救急無線整備事業 (変更前)実施設計の実施(共同整備及び市単独整備分) (変更後)県内全ての消防本部と通信ができるシステムの整備や市内全域において災害活動時の通信に支障のない基地局配置等をするため、実施設計を行う。</p>
2	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・藤野分署の移転整備事業を推進するに当たっては、公共建築課や緑土木事務所などと部局を越えた連携を更に図っていく。</p> <p>・「火災予防推進事業」を推進するに当たっては、消防団との連携をより緊密にし、住宅用火災警報器の普及啓発に取り組んでいく。</p> <p>・デジタル消防救急無線整備事業を推進するに当たっては市関係部局だけではなく、神奈川県各市町と連携及び調整を図り、施策を推進していく。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	16	施策名	学校教育の充実
1次評価	B	施策所管局	教育局
2次評価	B	局・区長名	村上 博由

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>学校教育の充実に向け、教師力の向上も重要な要素であると考え、そのための市としての考え方や取組について記載されたい。</p>	<p>・教師力を向上させ、教育の質をより高めていくためには、優れた人材を確保するとともに、教育への情熱と使命感を持ち、絶えず自己研鑽していく教員を育成していくことが重要であると考えている。そのため、教員志望者を対象にした「さがみ風っ子教師塾」の充実や平成24年度からの本市独自の教員採用選考試験により、優れた人材を確保するとともに、教職員研修においても、効果測定の結果を踏まえた研修内容の工夫により、研修効果を高めていく。来年度の評価においては、上記のような考えを記載した上、自己評価を行う。</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわか やすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・事業を実施結果が市民にとって分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○幼・保・小連携推進事業 (変更前)①協議会3回の開催 (変更後)①職員間の情報連携・交流事業による行動連携など、本市の幼・保・小連携についてのあり方を協議検討するため、研究協議会を3回開催</p> <p>○学校評価事業 (変更前)「学校改善支援システム検証委員会」を開催し、学校評価の実施状況の検証とシステムの改善向上を図る。 (変更後)「学校改善支援システム検証委員会」を2回開催し、保護者や地域住民と連携した学校評価を通して学校運営の自己改善につなげる学校改善支援システムの改善向上を図る。</p>
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・支援教育推進事業を推進するに当たっては、福祉関係部局等との効果的な連携を図るため、「支援教育ネットワーク協議会」を開催している。「幼・保・小連携推進研究協議会」においても、子どもたちの健やかな学びのあり方や課題を整理するため、こども育成関係部局等と研究協議を進めている。</p>

○H24当初予算へ反映した改善策

県全域ではなく、本市小中学校の教員に就くことを志望する優秀な教員を採用するため、平成22年度から県と共同で行ってきた教員採用試験を平成24年度より本市単独で実施することを踏まえ、必要な予算を計上する。

※ H23当初予算	4,515千円	H24当初予算	9,037千円
-----------	---------	---------	---------

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	17	施策名	家庭や地域における教育環境の向上	
1次評価	A	施策所管局	教育局	
2次評価	B	局・区長名	村上 博由	

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	指標の結果分析に当たっては、目標達成のために取り組んだ事務事業の結果と関連付けた分析を行った結果を記載されたい。	<p>・成果指標の分析について、以下のとおりとする。 <指標33(子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合)> <指標34(親が自分のことを理解してくれていると思う子どもの割合)> 家庭教育啓発事業では、家庭や地域の教育力の向上を目的とし、保護者に対して家庭教育に関する講演会や学習会を開催した。このことが親子のコミュニケーションの充実や子への理解につながり、実績値が増加した一因になったと考えられる。</p> <p><指標35(地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合)> 定年後の団塊の世代で、地域活動の担い手として活動する人が増えたことに加え、子どもの安全見守り活動への支援事業の実施と学校と地域を結びつけるコーディネーターの呼びかけにより、地域の方の新たな教育活動への参加につながられたことが、実績値が増加した一因と考えられる。</p> <p><指標36(地域行事に参加している子どもの割合)> コーディネーターが学校を通して子どもたちに地域行事の周知を行い、公民館においても地域行事の情報を積極的に発信したが、ライフスタイルの変化や地域の希薄性などの影響等もあり、実績値は減少した。今後はより一層コーディネーターによる周知に努めるとともに、公民館においては子どもまつり・おやこ映画会等の内容等を工夫することで、子どもの地域行事への参加割合の増加につなげていく。</p>
2	指標33及び指標34については、小学校と中学校を分けて分析すべきと考える。早期に取り組を実施し、分析されたい。	<p>・指標33については、今後、小学生・中学生の保護者を分けて分析していく。</p> <p>・指標34については、小学生では81.4%→85.2%(3.8%増)、中学生では68.1%→70.2%(2.1%増)であった。増加の一因は家庭教育啓発事業の実施であると分析している。小学生と比較すると中学生の実績値が低いこと、また増加の幅が小さいことは、中学生の特性(思春期、反抗期)が一因であると考えられる。</p>
3	1次評価に当たっては、指標と事務事業の取組結果を総合分析し、評価を実施されたい。	<p>・1次評価の最後の段落について、以下のとおりとする。</p> <p>家庭教育啓発事業の実施が指標33、34の実績値の上昇につながり、学校と地域の協働推進事業や子どもの見守り活動への支援事業の実施が指標35の実績値の上昇につながったと分析している。よって事務事業の効果が認められたため、一次評価をAとした。</p>
4	学校と地域の協働推進事業について、協働推進コーディネーターを学校へ配置しているが、事業実施に当たり、コーディネーターの創意工夫を生かした取り組みを検討されたい。また、事業を実施した結果について、報告書の提出だけでなく、事業の実態を把握し、効果やそのあり方について分析をされたい。	<p>・学校と地域の協働推進コーディネーターの創意工夫を活かした取り組みを行うためには、コーディネーターの力量を高める必要があるため、今後ともコーディネーター連絡会を通してコーディネーターの資質向上に努めていく。</p> <p>・実態の把握については、毎月の報告書の他に、コーディネーターへ適宜連絡し活動状況を把握するとともに、モデル校へ職員が出向き校長との面談を行っている。コーディネーター配置の初年度である平成22年度の事業成果としては、コーディネーターが環境整備や学校行事を中心に取り組んだ結果、学校に対する地域や保護者の協力が従前より得られやすくなったと分析している。今後は、教科や体験活動などに活動を拡げて地域の人、資源を更に活かすようにしたい。</p>

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
5	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・事業を実施した結果が市民にとって分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○学校と地域の協働推進事業 (変更前)①モデル事業としての分析・検証 (変更後)①モデル事業としての実績の分析・検証</p> <p>○家庭教育啓発事業 (変更前)②「希望の村」年4回開催 (変更後)②不登校などの悩みを持つ子どもや保護者が体験活動を通して自然や人とのふれあいを深める「希望の村」を年4回開催</p>
6	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・学校と地域の協働推進事業においては、中学校職場体験事業などにおいて、コーディネーターが学校と関係部局や地域の公民館との連携を図ることで、地域に密着した事業を実施している。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	18	施策名	生涯学習の振興
1次評価	A	施策所管局	教育局
2次評価	B	局・区長名	村上 博由

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>公民館活動について、市民のニーズに応えることは重要であるが、社会教育として考えた時にニーズだけではなくシーズについても重要視し、市として公民館で主催する事業の具体的な成果目標を掲げた上で、今後の事業を実施されたい。</p>	<p>・本市の公民館は、各地域ごとに独立した地区館として設置し、地域に根ざした公民館活動を展開している。地域住民が主体的に参画して、地域の特色を活かした公民館振興計画の策定や、計画を踏まえた事業の実施等活動全般、公民館ごとの活動内容の評価・改善を行っている。今後も、各館の自立性を尊重し、住民の手による住民主体の事業展開を大切にしていく。社会教育としての役割やシーズについては、各公民館において意識した上で事業が展開されているため、一律の成果目標を掲げてはいない。</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・事業実施した結果が市民にとって分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○市民講座支援事業 (変更前)①学びのらいぶ塾研修講座の参加者数10人以上 (変更後)①市民主体の市民講座の運営や講座をするための研修講座の参加者数10人以上 ○博物館常設展示リニューアル事業 (変更前) ①展示手法の検討 ②ネットワークセンターに係る情報収集及び整理 (変更後) ①全市域の自然や文化を網羅できる展示手法の検討 ②文化財関連施設等の情報を集約する「ネットワークセンター」の設置へ向けた情報収集及び整理</p>
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・公民館では、まちづくりセンターと連携し、公民館主催の地区体育祭と、地区自治会連合会が開催するふるさとまつりを同時開催することで、より多くの方が参加しやすい環境づくりとともに、人的配置等において効率的な運営を図っている。また図書館では、学校等と連携し、子どもの読書活動を推進している。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	19	施策名	生涯スポーツの振興
1次評価	B	施策所管局	教育局
2次評価	B	局・区長名	村上 博由

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	イベント事業や施設整備事業の推進に取り組んでいるが、市民の自発性・自主性を基本とした生涯スポーツの振興に繋がるような、啓発事業や教育について検討されたい。	<p>・スポーツ活動の啓発等については、地域住民が主体的に創設・運営する総合型地域スポーツクラブの推進事業をはじめ、スポーツのきっかけづくりを目的としたスポーツフェスティバル等の各種イベント、市体育協会や施設の指定管理者が行うイベントや講座等を通じて、市民が自発的に体力・健康づくりに取り組めるよう努めている。今後、さらに生涯スポーツの振興が図れるよう、PR方法等を含め、検討する。</p>
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<p>・事業を実施した結果が市民にとって分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○(仮称)自転車レース「ツール・ド・相模原」の開催 (変更前) ①コース案選定委員会の開催 ②実施計画策定等の準備 ③実行委員会の開催 (変更後) ①魅力あるコース案を選定するため、スポーツ団体等によるコース案選定委員会を開催 ②コースを含めた実施計画について検討・決定する実行委員会を設置し開催</p>
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<p>・自転車レースや水上スキー等新たなイベントの企画・調整や、スポーツ施設整備を進める際には、関係部局と連携しながら推進している。また、スポーツを通じたシティセールスについては、庁内横断的に設置している『市シティセールス推進本部会議』の方向性に沿って推進を図っている。さらに、本年度のスポーツ基本法の施行を受け、平成24年度から、スポーツ推進審議会の委員として、障害福祉やトップスポーツの分野からの参画も想定している。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	20	施策名	文化の振興
1次評価	B	施策所管局	企画市民局
2次評価	B	局・区長名	大房 薫

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>市民文化創造事業については、イベントガイドの発行で既存の文化の周知に終わるのではなく、将来の本市の文化を支える人材の育成を図るなど、市民の多彩な文化活動を促進する方向で、施策のあり方を検討されたい。</p>	<p>・文化の振興を図るため、市民の多彩な文化活動の支援や活動する場所の整備、活動を引き継いでいく人の育成などが必要であることから、「さがみはら文化振興プラン」を策定し、具体的な施策を進めている。</p> <p>「市民の文化活動の支援」 市民文化祭、市民合同演奏会、フォトシティさがみはらなどの自主的・創造的の事業への支援</p> <p>「文化活動の場の提供」 学校の音楽室や美術室の開放や新磯野音楽団体練習室の提供</p> <p>「文化の担い手の支援」 若手や学生美術家の活動支援(学生企画展の実施、アートスポットの利用、公共施設・設備等のデザイン化)</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入の結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・事業を実施した成果が市民にとって分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○フォトギャラリー(写真美術館)整備及び作品展示事業 (変更前)「①写真収蔵作品数2,600点、②写真展の開催」 (変更後)「写真展を開催して、市民が優れた作品に親しむ機会を提供」</p> <p>○相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら事業 (変更前)「写真展入場者数1,750人」 (変更後)「市民の写真作品を公募・顕彰し、発表の機会を提供」</p> <p>・銀河連邦サガミハラ共和国事業 現在のJAXA施設の所在が契機となりサガミハラ共和国事業が開始されたことから、「宇宙」をテーマとした事業に取り組んでいる。こうしたことから、事業数を指標とすることは、現段階では、有効であると考えているが、今後、より成果、効果が明確になる目標設定について、検討していく。</p> <p>・川尻石器時代遺跡保存整備事業 (変更前)調査、用地移管や整備の検討 (変更後)調査、用地購入や整備について検討し、整備基本構想・基本計画を見直し</p> <p>・小原宿本陣整備事業 (変更前)小原宿保存整備検討委員会の開催 (変更後)本陣主屋等の改修内容を検討するため、小原宿保存整備検討委員会を開催</p>

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・施策の推進に当たり、次の事業を実施することにより、部局間等の連携を図っている。</p> <p>「さがみはら文化振興懇話会」を設置し、本市の文化振興にかかる施策等について意見交換を行っている。懇話会の意見等については、関係各課と連携を図ることにより、施策の推進に役立てている。</p> <p>小学校と協力した「子ども写真教室」を市内全小学校での開催を目指して、年3～4校で実施</p> <p>公民館と連携して年3回程度、写真教室を実施</p> <p>市民文化財団において、小学校や公民館等と連携した、落語やクラシックコンサートを開催</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	21	施策名	国際化の推進
1次評価	B	施策所管局	総務局
2次評価	B	局・区長名	八木 智明

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	外国人の子どもの増加に対応するために、学校教育や社会教育の分野との連携について、既に実施している事業を記載されたい。	・外国人や外国につながる子どもたちに対して実施している日本語巡回指導や日本語指導者等協力者派遣事業などの取組について、平成24年度の評価から「総合分析」の項目に記載する。
2	国際化の推進のためには、外国企業の誘致など新たな取組が必要となる。経済部門との連携を図りながら、新たな施策の展開を検討するとともに、市において、国際化に係る事業の総合的な調整機能のあり方について検討されたい。	・海外企業に対するプロモーション活動の促進なども含め、本市の国際化に向け、庁内で横断的に情報収集や事業調整が図られるよう、連絡調整機能のあり方について検討する。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・当分の間は現在の指標・目標を用いて、その測定結果の推移を検証していきたいと考えているが、市民によりわかりやすいものとするため、国際交流、国際理解に関する事業の実施結果などを踏まえ、現指標・目標の見直しを検討していく。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	22	施策名	人権尊重・男女共同参画の推進
1次評価	B	施策所管局	企画市民局
2次評価	B	局・区長名	大房 薫

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	成果指標と施策を構成する主な事務事業を関連付けた分析をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・指標『43及び44』の目標達成のために、『男女共同参画推進事業』を実施している。 この事業は、男女の平等感の推進や女性の参画を促進するためのものであり、指標の目標達成に効果的であると考えことから、平成24年度の評価において対応していく。
2	男女共同参画推進事業については、計画の策定だけに終わるのではなく、市が行っている施策が市民にわかるよう、具体的な事業等についても記載されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の評価時には、DVに係る事業を掲載するなど、分かりやすい表記に努めたい。 (DVに係る事業) 女性相談等による被害者支援や予防啓発カードの配布等を実施
3	福祉・教育との連携について、積極的に推進されたい。	<p>【人権施策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市人権施策推進指針では、男女、子ども、高齢者、障害者、外国人、医療などの分野別に重点的な取組を掲げている。 ・福祉や教育分野をはじめとする庁内関係課長による「人権施策推進会議」において、人権施策の連絡調整を図るとともに、指針の進行管理を行う市民、NGO等の参加による人権施策推進協議会へも関係課長が出席し、情報の共有化、連携を図っている。 ・福祉・教育との連携としては、小学生に対する人権啓発活動として、花の苗等を児童が協力して育てることによって、生命の尊さや思いやり等の体得を目的にした人権の花運動を福祉部門、小学校、人権擁護委員等とが連携し、小学校で実施している。 <p>【男女共同参画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進やDV被害者支援等のための、福祉や教育を含む関係機関を構成員とした会議を展開し、連携を図っている。 「男女共同参画推進会議」を開催 (H22:3回開催) 「配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議」を開催 (H22:1回開催)
4	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○男女共同参画推進事業 (変更前) ①市民方の意見聴取等を目的としたシンポジウム、パブリックコメントの開催 ②プランの策定 (変更後) ①啓発講座・研修等の開催:4回 ②啓発冊子の発行:5回

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	23	施策名	世界平和の尊重
1次評価	A	施策所管局	総務局
2次評価	A	局・区長名	八木 智明

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	所管部署単独で事業を推進するのではなく、施策の目的を達成するために、関係部署との連携を図られたい。	・平成23年度は、小中学生から募集した平和に関するポスターのコンテストを実施するなど、教育局と連携した事業を実施した。今後も、引き続き、広く平和思想の普及啓発を図るため、他部局との連携を図っていく。
2	1次評価に当たり、事業を実施した結果や成果について、市民にわかりやすい説明が行えるよう、総合的な分析を行い、記載されたい。	・毎年実施している平和思想普及啓発事業「市民平和のつどい」において、来場者からアンケート調査を実施している。このアンケート調査の結果などを活用し、平和への取組における成果の分析を行っていく。 また、具体的な取組を「総合分析」の項目に記載していく。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・「市民平和のつどい」への来場者数等も含めた「市民アンケート調査」の結果が、総合的かつ最適な判断指標であると考えているが、今後は、平和思想普及啓発事業の来場者からのアンケート調査の結果等についても、成果指標に反映できるよう工夫する。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	24	施策名	地球温暖化対策の推進
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
1	市の直接の努力と市全体の排出量に強い因果関係が認められないため、市の努力を反映できる指標設定を行うとともに、事務事業の構成についても見直されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標については、当分の間は現指標の測定結果の推移を見ていくが、施策目標の達成状況を分かりやすく説明するために、平成24年度から現指標を補完する指標として、部門別の温室効果ガス排出量を新たに設定していく。 ・事務事業については、中期実施計画の策定に合わせて、構成の見直しを検討していく。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した結果がより市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○省エネルギー対策普及促進事業(変更前) ①パンフレットの作成部数:7,000部 ②省エネルギー対策の普及啓発(変更後)「1世帯当たりの年間CO₂排出量」
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画の策定に当たり、庁内の横断的な調整を行うため、策定検討会議を設置している。今後は「省エネルギー推進会議」により、庁内の連携を図り施策を推進していく。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	25	施策名	環境を守る担い手の育成
1次評価	B	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	将来的には、活動する団体数や活動量などにより、正確に測定することができるような指標を設定していくべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標については、当分の間は、現指標の測定結果を見ていくが、総合計画及び環境基本計画の見直しの時期にあわせてわかりやすい指標の設定について検討を進める。 ・なお、平成24年度からは補完する指標として「エコネットの輪の登録プログラム数」及び「自然環境観察員の数」を設定する。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」の一部を次のとおり変更する。 ○自然環境観察員制度の運用 (変更前) 観察員による活動の実施、活動成果のデータベース化 (変更後) 登録人員の数を指標・目標とする(増加) ・事務事業名の5「環境情報の提供事業」を追加し平成23年度の指標・目標を次のとおりとする。 ①環境情報センターのホームページへのアクセス件数(増加) ②エコネットの輪に登録してあるプログラム数(増加)
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の年次報告書に係る関係課長会議で各部局間の連絡調整を実施している。 ・環境情報センター及び市の環境関連の他の機関とのネットワーク化について、今後も検討を進める。(総合学習センター、博物館、市民サポートセンター等)

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	26	施策名	資源循環型社会の形成
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	A	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	指標48の「市民1人1日あたりの家庭ごみ排出量」に掲げているように、原単位を目標として設定することにより、市の努力が適正に示されると考える。	・現行の相模原市一般廃棄物処理基本計画において、数値目標が「市民1人1日あたりの家庭ごみ排出量」が、平成30年度に500g以下と設定されており、市民のごみ減量化努力が反映される指標であると考えている。
2	指標50について、景気や人口の動向により、ごみの量が増減するため、市内の経済活動が活発になると、基本的にごみの総排出量は減らないことも考えられるが、こうした状況にも対応できる指標を今後検討されたい。	・指標50について、本市の一般廃棄物処理基本計画において、ごみ総排出量の数値目標は、過去のごみ量の推移や人口の動向、計画で定められた減量化資源化の施策等を考慮して設定しており、過去のごみ量の中で景気のトレンドも考慮されている指標・目標と考えている。なお、5年に1度計画数値の見直しを行っている。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・「循環型社会普及啓発事業」の指標目標について、「ごみDE71大作戦」を中心とする啓発活動を展開することにより、市民1人1日当りの家庭ごみ排出量の削減及びリサイクル率の向上を具体的な指標とする。
4	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・市民にあらゆる機会をとらえてごみの減量化、資源化を啓発していく必要があることから、教育委員会と連携した出前講座、地域のまつり等での啓発など他局・部が実施する市民への啓発事業等と合わせ、ごみの減量化、資源化に向けた啓発活動を展開できるよう連携強化に努める。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	27	施策名	廃棄物の適正処理の推進
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
1	指標52については、市の不法投棄回収量は減少しており改善の事実はあるが、潜在的な不法投棄量の把握方法を、今後見直し、さらに検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄物の処理責任は、民有地、市有地を問わずその土地の所有者や管理者が行うことになっており、市管理の道路や公園、またごみ資源集積所の不法投棄については、市が回収を行っている。市域全体の潜在的な不法投棄量の把握は困難なため、市管理地の不法投棄量を当面の指標とする。 なお、潜在的な不法投棄量の推計は今後の研究課題とする。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○美化推進・不法投棄防止対策事業 (変更前)不法投棄回収量(発生量)の減少 (変更後)市管理地及びごみ集積所の不法投棄回収量の減少 (説明)監視カメラの設置、パトロール、不法投棄撲滅キャンペーン、地域の市民団体とのパートナーシップ事業等を通じて不法投棄の発生を防ぎ、結果として回収せざるを得ない量を減らす。
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・特に連携が必要な不法投棄対策については、監視カメラの設置、パトロール、キャンペーンの実施にあたり、地域の市民団体とのパートナーシップ事業所管課等関係機関との横断的な協力体制を一層強化していく。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	28	施策名	水源環境の保全・再生
1次評価	B	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	チツ、リンの湖への流入については、神奈川県（相模原市）側の対策も重要ではあるが、山梨県側の流入量の影響が非常に大きい。山梨県側における対策が今後の大きな課題であるため、広域連携に努力されたい。	・水源環境の保全・再生に係る相模川水系の県外上流域対策については、平成24年度から始まる「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画」の中で、森林整備や生活排水対策を神奈川県と山梨県が合同で実施する予定となっていることから、神奈川県に対して事業の推進を積極的に図るよう働きかけをしていく。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・森林は水資源を貯留し、水質を浄化するなど水源環境と密接に関わっている。これら森林が持つ「水源かん養機能」の向上のためには、間伐や枝打、除伐等を行い森林環境を守る必要があり、それらの整備面積を指標・目標として設定している。
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・水源環境保全・再生事業については、庁内連絡調整会議を通じ関係各課との連携や情報共有化等を図っている。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがある環境共生都市

施策番号	29	施策名	人と自然が共生する環境の形成
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	A	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	景気の動向にかかわらず、緑地率の維持を行い、目標値の達成に向け努力されたい。	・総合計画の部門別計画である「相模原市水とみどりの基本計画」の推進により、緑地率の目標達成に努力していく。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・事業を実施した結果がし市民によりわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○里地里山保全等促進事業 (変更前)団体と計画を認定し、包括協定を締結する。 (変更後)活動団体とその地域計画を認定し、保全等活動を効果的に促進する包括協定を締結する。 ○鳥屋猟区運営事業 (変更前)入猟承認料の改定と開猟期間延長を実現し、入猟者の増加を図る。 (変更後)入猟承認料の改定と開猟期間延長を行い、入猟者の減少に歯止めをかけ、入猟者の増加(10%増)を図る。
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・H22に設置した庁内組織「相模原市水とみどりの基本計画推進会議」及び作業部会を活用し、横断的な課題に取り組む。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	30	施策名	生活環境の保全
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	A	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	環境基準は、生活環境保全全般についての指標であることから、土壌や騒音の指標の追加や、大気・水質の評価の分別など、指標の整理・追加が必要であると考え、今後検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準については、市民にとってよりわかりやすい指標とするため、大気と水質の指標を分別する。 ・土壌・騒音の指標については、大気・水質とは異なり、定点観測を行っていないため、その設定は困難であるが、生活環境に影響を与えうるものであるため、今後検討していく。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の適合状況が、本市における汚染状況等の目安となるため、大気と水質の指標を分別することにより、わかりやすい指標とする。
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・公害における発生源指導については、当課所管事項だけでなく、他課等所管事項を含めた総合的な指導が必要とされることがあるため、発生源の状況に応じ、共同立入調査を実施するなど、必要な連携を行っている。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	31	施策名	快適な都市空間の創造
1次評価	B	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>指標の内容については、アウトカム指標というよりも、緑地を増やす市の努力を直接測ることができるものが望ましいため、今後検討されたい。</p>	<p>・緑地を増やす市の努力を直接はかる指標としては、「施策29の指標55(緑地率)」により進行管理している。また、緑地を構成する「都市公園の整備目標」としては、総合計画の部門別計画である「環境基本計画」や「水とみどりの基本計画」において、「市民一人当たりの都市公園面積」を、3.6㎡(H20)を6.3㎡(H31)にする目標に掲げ取り組んでいる。本施策の指標は、これら部門別計画の取り組みの成果をアンケートとして総合的に図るため設定したもので、変化を捉えるためにも引き続き指標とする。</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○淵野辺公園整備事業 (変更前)キャンプ淵野辺留保地整備計画策定 (変更後)キャンプ淵野辺留保地整備計画素案に基づき、運動公園である淵野辺公園の拡大をし、運動施設、広場、駐車場等の整備計画を策定する</p> <p>○峰山霊園整備事業 (変更前)墓所に関するニーズ調査の実施、市営墓地の今後のあり方の検討及び次期整備予定地測量業務 (変更後)墓所に関するニーズ調査の実施、今後の市営墓地の供給や墓地形態のあり方、民営墓地との役割分担の検討及び次期整備予定地測量業務</p> <p>○都市公園「長寿命化計画」策定事業 (変更前)国の策定指針に基づき、必要とする調査等を行う。 (変更後)国が策定する計画のガイドラインに基づき、大規模公園の遊具について、先行してその現況調査を行う。</p>
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・都市緑化の推進や公園等の整備にあたっては、市水とみどり基本計画の作業部会等の活用や部局内・部局間の連携と協力、役割分担のもと施策を推進しているが、なお一層の連携強化を図っていく。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがある環境共生都市

施策番号	32	施策名	雇用対策と働きやすい環境の整備
1次評価	B	施策所管局	環境経済局
2次評価	C	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
1	就職紹介事業について、ハローワークの求職相談より、細かいキャリアカウンセリング等を行う就職支援センターの方が就職に結びついており、実際に効果が上がっているため、調書に記載されたい。	・就職支援センターにおける無料職業紹介について、就職数、就職率などより効果が把握できる内容を検討し来年度より調書に記載していく。
2	指標62について、有効求人倍率を目標とすることは、市が直接関わっていくことができるか否かにかかわらず、市民の関心も高い指標のため、指標としてはよいと考えるが、施策を推進する主な事務事業に掲げられている3事業では目標を達成することが困難であることから、目標達成に向け、国県と協力して努力をされたい。また、市の努力が反映できる指標を今後検討されたい。	・市の努力が反映できる指標については、指標62を補完し、成果が現れる指標を検討していく。また、有効求人倍率があがることに結びつく、市が国・県と連携した就職面接会などの事業実施や国・県が実施する支援メニューの周知など引き続き指標62に反映するよう努めていく。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・就労支援策や勤労者福祉策は、雇用情勢の状況により、事業効果が左右される部分が大きく、また、事業実施後、効果がすぐに表れることが困難なものであるが、事業の実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、事業実施後の1ヶ月後の就職者数など成果・効果が表せる指標を検討していく。
4	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・ニート・フリーター就労支援事業を推進するにあたって、雇用分野・福祉分野など部局間の横断的な調整を行うため、若者自立支援協議会を設置しており、今後も当協議会を活用し、施策を推進していく。 ・勤労者福祉を推進するにあたり、職域を含め生涯を通じ継続した保健サービスの提供を行うため、「働く人の健康づくり地域・職域連携推進会連絡会」などを活用し、連携を図り施策をより推進していく。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	33	施策名	地域経済を支える産業基盤の確立
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>製造品等出荷額を上げるため、市内の製造業活性化に向けた企業に対する支援の強化や、製造業だけではなく第3次産業も含めた活性化を図るのかを、一定の時期に効果の検証を行い、今後の事業に反映されたい。</p>	<p>本市では、内陸工業都市という地域特性をいかし、平成17年10月にSTEP50(さがみはら産業集積促進方策)を策定し、企業誘致等に取り組むとともに、市内中小企業の技術力強化や新分野進出を促進するための研究開発補助等を行っている。STEP50の適用期限が平成27年3月末までとなっていることから、その後の産業活性化支援策については、施策効果等の検証や本市を巡る経済環境などを踏まえ検討していく。</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>事業実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○企業の立地促進事業 (変更前)事業計画10件認定 (変更後)市外からの新規立地3件・市内企業の再投資7件の事業計画認定</p> <p>○ものづくり人材の確保・育成事業 (変更前)技術・技能セミナーの実施(年3回) (変更後)従業員にもものづくり技術研修を受講させた中小企業に対する助成金の支給。 技術・技能セミナーの開催(年3回)・・・講義内容の実効性について、受講者からのアンケートにより指標化する。</p> <p>(変更前)ものづくり企業見学キャラバンの実施 (変更後)高校生、大学生向けの市内中小企業を紹介する冊子の作成(市内中学校、高等学校及び 市内周辺大学に配布) ものづくり企業見学キャラバンの実施・・・学生に対し、地域中小企業への就職意欲への影響があったかを評価指標とする。</p> <p>○工業用地の保全活用事業 地区計画導入にあたっては、都市計画法の手法を用い、地権者自らが地域のルールを設けるもので、合意形成を図るには時間を要する。現時点で指標化できる数値は地権者によるルールづくりに向けた会議開催回数及びアドバイザー派遣回数であるが、今後取組が進んだ時点で地権者の同意者数など、市民に分かりやすい指標を設定する。</p>

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・工業系産業用地の創出対策として、庁内関係課で組織する工業系産業用地創出対策本部を設置し、市内各所での工業系産業用地の創出について課題や情報の共有をし、事業の推進に貢献している。</p> <p>また、企業立地や市内企業の再投資に関わる課題・相談に対する行政対応のスピードアップを図るため、庁内関係課で組織する企業立地等調整会議を設置し、開発許可等、企業立地に関わる各種事項についてワンストップで受け止める体制を整備している。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	34	施策名	新産業の創出と中小企業の育成・支援
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>施策を構成する主な事務事業の「産業支援機関と連携した中小企業の支援」と「中小企業融資制度」に関しては、政策的に市が支援する範囲について、検討されたい。</p>	<p>・産業支援機関と連携した中小企業の支援については、市内中小企業の主体的な取り組みを促進する観点から中小企業の新技術・新製品開発や新分野への進出などにつながる新たな連携を生み出すための交流の場を提供する。また、中小企業融資制度については、企業の健全な発展及び振興を図る観点から、引き続き金融機関への預託や利子補給、信用保証料補助を行い、市内中小企業者の経営安定化を支援する。</p>
2	<p>成果指標と施策を構成する主な事務事業を関連付けた分析をされたい。</p>	<p>・産業支援機関と連携した中小企業の支援について、フォーラムの開催によって、企業間連携を促進することによる企業間取引の増加や、各種補助制度の活用により、企業業績の向上に寄与していると考えられる。</p> <p>・H20年秋からのリーマンショックによる経済情勢の悪化により、国の緊急保証制度に合わせH21年度融資実行件数2,645件、実行金額27,041,665千円と融資の利用拡大を実施した結果、指標66のH21年度目標値2,939を上回っており、迅速な支援対応に一定の効果があつたと思われる。H22年度の評価指標については、法人の決算時期によりまだH21の不況の影響が数値に反映されるため減少となっているが、H22年度の融資実行件数等から判断するとある程度経営が安定化してるとと思われる。</p>
3	<p>指標65については目標値を大幅に上回っているが、平成19年度以降実績値が減少傾向にあること、指標66については経営安定企業が9割程度であるが、平成21年度実績値と比較して落ち込んでいるため、実績値の改善に向け、具体的な方策を検討されたい。</p>	<p>・H22年度にある程度回復傾向にあつた経済状況が震災の影響で打撃を受けており、現在の利用者負担率の引き下げの継続のほか、産業支援機関との連携により産学連携・企業間連携を推進していくことで、企業の活性化をはかっていく。</p>
4	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・トライアル発注認定事業や中小企業融資制度については、事業の効果がすぐに結果として数値化されるものではなく、経済状況や国の施策等にかなり左右されるため、個々の事務事業ごとの数値的な成果を設定するのは難しいが、こうした中小企業の支援を行うことで指標66のような成果に結びつくと考え。今後、個々事業の利用者に対してその効果を把握するような調査について検討していく。</p>
5	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・産業支援機関とは年数回懇談会等を実施し、互いに情報交換や事業の実施について把握し連携を図っている。</p> <p>また、トライアル発注認定制度については、庁内にも認定企業や認定品の周知を図り、製品の積極的な導入について支援を行っており、今後も横断的な連携強化について努力していく。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらいと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	35	施策名	商業・サービス業の振興
1次評価	B	施策所管局	観光経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	橋本は新規店舗の開設により、地域振興の一方で、既存商店街が衰退しており、地域振興と既存商店街の兼ね合いが課題である。	・橋本においては平成22年度に商店街連合会を結成し、新規店舗とも連携して街づくりに臨んでいるところである。今後は、平成24年度に商業振興に資する研修会の実施を予定しているほか、お買物マップの作成等を検討している。市は、こうした既存店舗と新規店舗の連携を促進するとともに、その取組を積極的に支援していく。
2	相模大野以外の地域についても、特色づくりに努力されたい。	・相模原地区におけるねぶたカーニバル、橋本地区における七夕まつりなど、各地域で実施される観光事業などを生かして、商業地としての賑わいづくりを図っていく。
3	指標67については、毎年測定できる指標の設定を今後検討されたい。	・指標67については、毎年度測定ができないため、現指標を補完していく指標(案)を、中心市街地の価値や賑わいを定量的に表し、毎年度測定が可能な「中心市街地の路線価」や「橋本駅、相模原駅、相模大野駅の乗降者数」などにすることや、商店会長を対象とした街の賑わい、景況感等のアンケート結果とすることについて検討する。
4	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・事業を実施した結果が市民に分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」の変更に向けて検討する。 ○中心市街地の魅力向上事業 (変更前)パブリックインフォメーションの運用 (変更後)商店会長を対象とした街の賑わい、景況感等のアンケート結果
5	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・中心市街地の活性化を推進していくにあたって、南区の地域活性化事業補助金の交付を受けた「相模大野かぼちゃまつり」と経済部の商店街にぎわいづくり支援事業補助金の交付を受けた「さがみおおのハロウィンフェスティバル」を連携イベントとして同時開催するなど、引き続き地域の特性を生かした地域振興施策を推進していく。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	36	施策名	都市農業の振興
1次評価	B	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	農業における生産体制が追いついていない現状を鑑みると、大型農産物直売所の体制づくりができるのか疑問であり、長期的な生産体制の仕組みづくりを検討されたい。	・大型農産物直売所については、農家の生産意欲や担い手の育成、また、本市の大消費地のメリットを生かすため、中規模な農産物直売所を複数設置し、相模原市農業協同組合と連携し、相模原市農協管内の生産・出荷体制を構築した後、改めて拠点となる大型農産物直売所の設置計画を進めることとする。
2	施策の方向性がソフト面よりもハード面に比重があり、農産物直売所を整備し、そこを活用することによりプロモーションを行い、ブランドを定着させる努力やビジネスモデルを開発することについても検討されたい。	・農産物直売所の整備は、現在、農業協同組合と設置に向け連携を図っており、それらを活用した施策については今後、検討を図っていききたい。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○耕作放棄地の解消 (変更前)耕作放棄地再生面積0.5ha (変更後)耕作放棄地を利用した若手認定農業者への経営規模拡大0.5ha(市内農産物の生産量拡大:米穀換算2.5トン、農村景観の改善3箇所)
4	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・「市耕作放棄地対策協議会」や「新都市農業推進法人設立準備会」など、関係機関や庁内において連携を図るための組織を設置しながら、事業に取り組んでいるところである。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがある環境共生都市

施策番号	37	施策名	魅力ある観光の振興
1次評価	B	施策所管局	環境経済局
2次評価	B	局・区長名	淡野 浩

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	観光で来て終わりではなく、市への移住等を含めた施策を検討されたい。	・観光施策を推進することにより、観光での来訪者を増加させるとともに、都市の利便性と豊富な自然が共存する住み良い市であるイメージを定着・向上させていく。そのためにシティセールスにつながる観光に取り組んでいく。
2	観光のみならず、農業や商業を含めた住民の地域ブランド創造に対するニーズ把握に努められたい。	・地域の特色ある産業を活かした発信力がある地域づくりに対する地域の考えやニーズをまちづくり会議などを通じて把握していく。
3	都市近郊エリアの観光という要素を加えた地域づくりを検討されたい。	・都市部から近距離である相模川や津久井地域の自然や歴史、文化資源にふれて楽しめるレジャーや観光の施策を地域と連携して進めていく。 ・主要な駅や道路等に、観光案内看板の設置など観光客への情報発信を進めていく。
4	新自然体験活動指導者育成事業については、環境学習等の交流方法もあることから、環境教育に取り組むよう検討されたい。	・現在30名の自然活動指導者(やまなみコンリーダー)が、自然体験活動の普及・振興及び企画・開発を推進しており、活動の場を通じて環境教育に取り組んでいく。
5	観光振興と商業振興は他地域から人を呼び込む点では同様であり、一体のものとして取り組むよう検討されたい。	・地域において、観光イベントの同時開催や観光資源の商品化などを通じて、商業振興となる土産店、飲食店などへ経済効果が生じるような取り組みを検討、開始していく。(例:”はやぶさ”をテーマにJAXAの地元である淵野辺駅周辺商店街で、”はやぶさグルメ&グッズ”を売り出す集客プロジェクトの実施など。)
6	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・現在、施策の目標を達成することの手段となる事務事業を実施すること自体を指標・目標と設定しているため、市民にわかりにくいものとなっている。 ・施策の指標・目標の達成につながるよう、数値化できる事務事業の成果を検討していく。

○H24当初予算へ反映した改善策

【2次評価意見No3について】

・「新相模原市観光振興計画推進事業」による「地域別計画推進事業」において、地域の担い手と連携して、地域の自然や歴史、文化資源を活かした観光客や来訪者が楽しめるプログラム作りを進めます。

○地域別計画推進事業として、計画を推進するための支援となる負担金を支出します。

○緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により、地域別計画の新規策定及び計画推進を支援します。

※ H23当初予算

89,004千円

H24当初予算

105,094千円

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	38	施策名	計画的な土地利用の推進
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	A	局・区長名	梅沢 道雄

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	国や県の計画変更に伴い自然的土地利用を図るべき地域の面積が減少する場合もあるため、注視されたい。	・今後も引き続き国県の動向を注視する。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・都市計画推進事業は法定手続であるため、資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点からの目標設定は難しいと考えるが、事業内容を明確にするなど市民にわかりやすいものとなるよう努める。
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・計画的な土地利用を進めるにあたり、庁内各部局との連携を図るため横断的な検討組織を設置しているほか、必要に応じて市民や学識経験者に意見を求める機会を設けるなど、多面的な視野に立って事業にあたっている。今後も関係各課と連携し進めていくと共に、市民の立場に立ち連携強化を図りたい。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	39	施策名	広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成	
1次評価	A	施策所管局	都市建設局	
2次評価	B	局・区長名	梅沢 道雄	

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>駅乗降客数増加のためには、オフィスの整備等、労働人口増加に向けた街づくりについて検討されたい。</p>	<p>・市内3中心市街地においては、区画整理事業や再開発事業を核として商業・業務施設や住宅等を整備し、魅力あるまちづくりを進めている。今後も、社会環境や経済状況を踏まえながら、首都圏南西部の広域交流拠点都市にふさわしいまちづくりに取り組む中で労働人口の増加に向けた検討を進めていきたい。</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・各事業はそれぞれ検討段階または施工段階にあることから、資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点からの目標設定は難しいと考えるが、今後も事業内容と進捗状況を明確にし、市民にわかりやすい指標の設定に努めたい。</p>
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・各事業を推進するにあたり、庁内の横断的組織はもとより、関係する機関や企業者、地域の方々などが参画する検討組織等において意見等を聞きながらまちづくりを進めてきた。今後も、事業の場面場面で、多方面から意見等をもらい、多面的、専門的に検討を重ね、事業を推進していきたい。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	40	施策名	新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	A	局・区長名	梅沢 道雄

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	住民との連携でインターチェンジ周辺の整備をするという、新しい取り組みを実施しており、総合評価に記載されたい。	・今後は指標・目標とその実績・評価に関わる内容のほかに取組内容や進捗状況等を市民に分かりやすく記載するよう努めたい。
2	指標75については、事業計画段階のため評価することができないため、今後は毎年測定できる指標を検討されたい。	・計画段階にある事業については進捗状況を数値化して指標とすることは非常に困難であり、加えて進捗状況も事業毎に年々変化することから、それらの状況を統一して継続的に測定することも非常に困難である。そのため、企業進出に必要な基盤整備の進捗状況を立地した企業数で捉える現在の指標は成果指標として市民にとって分かりやすいものであり、適切であると考えられる。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・各事業はそれぞれ検討段階または施工段階にあることから、資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点からの目標設定は難しいと考えるが、今後も事業内容と進捗状況を明確にし、市民にわかりやすい指標の設定に努めたい。
4	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・各事業を推進するにあたり、庁内の横断的組織はもとより、関係する機関や企業者、地域の方々などが参画する検討組織等において意見等を聞きながらまちづくりを進めてきた。今後も、事業の場面場面で、多方面から意見等をもらい、多面的、専門的に検討を重ね、事業を推進していきたい。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	41	施策名	広域的な交流を支える交通体系の確立
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	A	局・区長名	梅沢 道雄

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>施策を構成する主な事務事業の指標・目標、実績・評価の記載にあたり、特に国県道整備事業については、整備を完了した工区を記載されたい。</p>	<p>・国県道整備事業については、一工区毎に完成まで年数を要することから年度ごとに整備完了工区を示すことが困難である。そのため、事業費ベースの事業進捗率を指標・目標としているが、平成24年度の評価までに市民わかりやすい表記方法を検討したい。</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・リニア中央新幹線建設促進・駅誘致事業、小田急多摩線延伸促進事業については、それぞれ検討段階にあり、資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点からの目標設定は難しいと考えるが、今後も事業内容と進捗状況を明確にし、市民にわかりやすい指標の設定に努めたい。</p>
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・総合都市交通計画の検討に際し、庁内の横断的な検討・調整を図るため総合都市交通計画検討ワーキングを設置しているほか、ワーキングの上位検討組織として事業実施に際し関係する所管主要課長を含めた作業部会や所管関係部長を含めた策定委員会に諮りながら課題解決に向けた取り組みを進めることにより、横断的な調整を図っている。今後も関係機関と連携し進めていくと共に、市民の立場に立ち連携強化を図りたい。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	42	施策名	地域を支える交通環境の充実
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	A	局・区長名	梅沢 道雄

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	指標78については、事業計画段階のため評価することができないため、今後は毎年測定できる指標を検討されたい。	<p>・本指標は、自動車による実走調査が含まれているが、調査地点間の道路整備量が少ないと数値が変動しないことから毎年実施することは費用対効果が低いことなど、課題がある。しかし、課題はあるものの現指標による目標設定が施策の評価に相応しいことから、当分の間は現指標を活用し、また、経年の数値を把握することも意義があるため実走調査を毎年実施することを検討する。</p>
2	乗り合いタクシーやコミュニティバス、コミュニティサイクルの利用促進に向けた検討をされたい。	<p>・乗合タクシーやコミュニティバスについては、地域・交通事業者・行政が3者協働で運行に取り組むこととしており、その役割分担の中で地域が主体的に利用促進に取り組むこととなっている。既にそれぞれの地域で組織された運行協議会が地域住民への利用の呼びかけや車内での絵画展等の開催、イベント開催時のPR活動等を行っているが、今後も継続して運行協議会を支援し利用促進を図っていく。</p>
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<p>・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○公共交通の整備促進 (変更前)</p> <p>①内郷地区乗合タクシーの本格運行、新規地区の検討 ②コミュニティバス新規地区の検討 ③バス交通基本計画の策定 (変更後)</p> <p>①内郷地区乗合タクシーの本格運行による公共交通圏域の拡大(1km²拡大) ②コミュニティバス、乗合タクシーの新規地区等への導入に向けた取組(3地区) ③バス交通基本計画の策定による各主体の認識の共有化</p> <p>・市道整備事業(都市計画道路分・市道分)については、事業の完了までに年数を要し、単年度の社会的効果を示すことが困難であるため、今後も年度毎に整備する箇所数を指標・目標としたい。</p> <p>・市道整備事業(狭あい・寄付道路関連)については、寄付に基づいて整備を進めていく事業であり、計画的に整備量を設定することや社会的効果を測定し指標とすることは難しい。今後も現在の指標とするが市民に分かりやすい記載内容となるよう検討したい。</p>

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
4	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・バス交通基本計画の検討に際し、庁内の横断的な検討・調整を図るためバス交通基本計画検討ワーキングを設置しているほか、コミュニティバスや乗合タクシーの導入、バス交通に係る諸課題については、道路運送法に基づく地域公共交通会議に諮りながら課題解決に向けた取り組みを進めており、この中に道路管理者が構成員として参画することにより、横断的な調整を図っている。今後も関係機関と連携し進めていくと共に、市民の立場に立ち連携強化を図りたい。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	43	施策名	公共交通を中心とする交通体系の確立
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	A	局・区長名	梅沢 道雄

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	自転車専用レーンの整備は、市の特色を出せるツールとしての施策の推進が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車対策基本計画(素案)の基本目標の一つに、「安全で快適な歩行者・自転車通行環境の構築」を掲げており、自転車道や自転車レーン等の整備・拡充を図ることにより、ネットワーク化を進めるとともに、危険箇所等における歩行者・自転車の通行区分の明確化など、歩行者や自転車がともに、安全・安心して通行できる環境づくりに積極的に取り組みたい。
2	予算の範囲内においてシティープロモーション的な特色ある取組を検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車対策基本計画(素案)の策定目的において、シティセールスの考え方を考慮した「自転車のまち相模原」を目指すこととしており、総合的な自転車対策の推進を図る中で、自転車を活かしたまちづくりを進めるための施策等に取り組みたい。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○公共交通利用促進事業 (変更前)相模線複線化の促進 (変更後)相模線複線化の促進のための啓発活動、要望活動、調査研究活動の実施。 ・自転車対策基本計画(素案)において、基本理念・基本目標を掲げ、それらの達成状況を的確に把握するため、施策との関連性や社会的効果、市民への分かりやすさ等を勘案した成果指標を設定していることから、平成24年度の評価時から当該計画と整合を図ることとした。
4	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通需要マネジメント推進事業の実施においては、庁内の横断的な検討・調整を図るためTDM推進ワーキングを設置しているほか、ワーキングの上位検討組織として事業実施に際し関係する所管主要部長を含めた推進委員会に諮りながら課題解決に向けた取り組みを進めることにより、横断的な調整を図っている。今後も関係機関と連携を進めていくと共に、市民の立場に立ち連携強化を図りたい。 ・自転車対策基本計画(素案)に基づく、各施策の推進に際しては、市・地域・関係機関(警察・交通安全関係団体・交通事業者・学校等)が情報や課題等の共有化を図り、連携・協働して進めるとともに、庁内においても、自転車対策に関連する部局間で連携を図りながら取り組みたい。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	44	施策名	魅力ある景観の保全と創造
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	B	局・区長名	梅沢 道雄

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	都市デザイン推進事業は、現状維持という姿勢ではなく、住民が誇れる街並みとするため積極的な事業展開を検討されたい。	・より積極的な景観形成を図る地区については、景観形成重点地区の指定などに向け、区役所、まちづくりセンター、地区での説明会や勉強会などを重ねている。今後、地区独自のきめ細かなルールの検討や地権者の合意形成など行い、取り組みを進めていく。 また、さらに良好な景観を形成している地区等については、市民に対し積極的に啓発活動を実施したい。
2	市街地の景観形成についての指標である81の評価がBであり、都市デザイン推進事業に対しては積極的な取組が望まれる。	
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・平成22年度は計画の初動期のため、景観審議会・景観検討部会の設置、景観形成重点地区等の指定に向け協議会の設置などの体制整備に係る取り組みを指標・目標とした。 平成24年度の評価時からは、景観形成重点地区の指定件数、接道緑化の延長距離、景観資源の指定件数などの数値を指標・目標に盛り込み、市民にわかりやすい指標・目標の設定を行うよう努めたい。
4	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	・現在、都市デザイン推進事業においては、景観に関係する部署による景観検討部会を設置し、庁内での横断的な検討を実施し、また、屋外広告物適正化推進事業においては、道路管理者や交通管理者などと連携した取り組みを進めている。今後もこのような部局内・部局間に留まらない横断的な取り組みを推進していきたい。合わせて、具体的な景観形成への取り組みを進めるため、市民による検討組織との連携強化に努めたい。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	45	施策名	安全で快適な住環境の形成
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	A	局・区長名	梅沢 道雄

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
1	住宅の耐震促進に対する需要が多く、早急な取組が必要であり、市民が安全に暮らせる住環境の構築に取り組まれない。	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は東日本大震災の影響により、市民の耐震化のニーズが非常に高まったことから、補正予算対応による緊急的な拡充措置を取った。これを耐震化の普及・啓発の重要な機会としてとらえ、よりいっそう市民が安全に暮らせる住環境の構築に努める。
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> マンション管理対策推進事業については計画初動期であったため、無料相談窓口の開設やアドバイザー派遣制度の創設など制度設計に係る取り組みを指標・目標とした。 平成24年度の評価時から、それぞれの市民の利用件数を指標・目標とする。また、その他各事業の指標・目標の設定については、事業の実施件数から社会的効果を捉えることが非常に難しいが、具体的な取り組みが市民によりいっそうわかりやすい記載となるよう努める。
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> 「既存住宅耐震化促進事業」を推進するにあたっては、当該事業の他にバリアフリー関連やエコ住宅関連などに住宅に関わる助成事業が多数あることから、部局間の横断的な調整と連携により「相模原市の住宅改修等に関する助成事業一覧」のリーフレットを作成し、それぞれの事業を所管する各課の窓口に常備するなど、市民へ分かりやすく情報提供を行うことでサービスの向上を行っている。今後も関係部局との連携を図りつつ、耐震化施策を推進していく。 「民間住宅施策の推進」については、住宅課及び建築指導課の共管で行うとともに、税務部局や福祉部局と連携して推進することにより、申請書類の削減を行うなど市民の利便性向上を図っている。今後も関係部局と連携し進めていくと共に、市民の立場に立ち連携強化を図りたい。

○H24当初予算へ反映した改善策

平成23年度は東日本大震災の影響により、市民のニーズが非常に高まったことから、補正予算対応による緊急的な拡充措置を取った。これを耐震化の普及・啓発の重要な機会としてとらえ、よりいっそう市民が安全に暮らせる住環境の構築に努めるため、平成24年度も予算の拡充を行う。

※ H23当初予算	76,765千円	H24当初予算	102,067千円
-----------	----------	---------	-----------

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	46	施策名	基地の早期返還の実現
1次評価	B	施策所管局	総務局
2次評価	B	局・区長名	八木 智明

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>施策の目標である「基地の返還」に対して、指標が「基地の存在が日常生活において支障を感じるかどうか」という基準となっており、目的達成の指標として適切かどうかは疑問があるため、今後検討されたい。</p>	<p>・成果指標については、当分の間は現指標の測定結果の推移を見ていくが、施策目標の達成状況を分かりやすく説明するための現指標を補完する指標については、市とともに基地問題に取り組んでいる市米軍基地返還促進等市民協議会等と連携しながら、検討していく。</p>
2	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・当分の間は、現在の指標・目標を用いて、その測定結果の推移を検証していきたいと考えるが、事業を実施した結果や効果などが市民にわかりやすいものとなるよう市米軍基地返還促進等市民協議会等と連携しながら、現指標・目標の見直しを検討していく。</p>
3	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・基地の早期返還を推進するに当たっては、例えば日常生活の不便解消のために基地の一部を道路として整備・利用する必要がある場合には、都市建設局土木部など関係部署と共同で国・米軍に対し返還等に係る交渉を行うなど、今後も、他部局と連携を図りながら施策を推進していく。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市

施策番号	47	施策名	分権型のまちづくりの推進
1次評価	B	施策所管局	企画市民局
2次評価	B	局・区長名	大房 薫

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	<p>施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。</p>	<p>・事業を実施した成果が市民にとって分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○まちづくり会議支援事業 (変更前)地域課題の解決に向けた議論が活発に行われるよう、会議運営を積極的に支援する。 (変更後)まちづくり会議で検討した地域の課題を改善した件数(具体的な件数は今後検討する)</p>
2	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・各区役所地域政策課及び各まちづくりセンターに配置している地域政策担当を中心に、担当課への相談、調整を行うと共に、区役所内の所属長や地域政策担当の定期的な会議を設け、情報交換を図っている。 また、横断的な課題については、必要に応じて、各担当課との打合せ会議を設けるなど連携を図っている。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市

施策番号	48	施策名	皆で担うまちづくりの推進
1次評価	A	施策所管局	企画市民局
2次評価	B	局・区長名	大房 薫

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	成果指標と施策を構成する主な事務事業を関連付けた分析をされたい。	・現在の成果指標である地域活性化事業交付金の交付件数やNPO法人の認証数等から、地域活動や市民活動が活発に活動されていることが推測されるが、次回はより掘り下げた分析を行なう。
2	総合評価には、(仮称)市民協働推進条例制定について取り組んでいることを記載されたい。	・協働の理念や目的、市民及び市の役割や基本施策を定め、皆で担う地域社会を実現することを目的として同条例の制定に取り組んでおり、平成23年12月から平成24年1月までパブリックコメントを行なっている。パブリックコメントの結果等も踏まえて、次回の評価において記載する。
3	指標87及び指標88については、単年度での評価が困難であることから、複数年度の結果をみて評価することが妥当と考える。	・平成22年度はアンケート調査の初年度だったため、基準年となる平成20年度のみと比較して評価を出す事となった。翌年度以降は複数年度との比較対照が可能なため、年度間の変動値も含めて評価していきたい。
4	成果指標については、次回設定を行う際には、施策目標を達成するために効果のある指標を設定されたい。	・現在、指標に適している客観的なデータを保有しておらず、新たな設定を行うことは困難である。今後、NPO法の改正に伴う認定事務の移譲や、市民・大学交流センターの整備等の事業を新たに進めていくことから、データの蓄積に努め、目標を達成するために効果的な指標を設定してく。 このため、当面は施策を構成する主な事務事業の取組み結果と関連付けた分析を行うことで補完していきたい。
5	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	・事業を実施した成果が市民にとって分かりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○パートナーシップ推進事業(協働事業提案制度) (変更前)協働事業提案制度のさらなる周知 (変更後)周知を行った結果、どこまで市民に認識されたか等を測る客観的なデータが無いため、平成22年度の実績に鑑み、「成案化率を5割」として設定する。 ○NPO法人の設立認証等に向けた支援 「NPO法人の設立を希望する市民に対し、書類の書き方等の相談に乗り、審査すること」が主な事務であることから、現行の認証件数が最も分かりやすい指標であると考えている。 今後、新たに認定事務が移譲される中で、よりふさわしい指標の設定の変更を検討する。

No.	2次評価意見(check)	対応方針(action)
6	<p>部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。</p>	<p>・「協働事業提案制度」において、市民・行政双方から協働可能な事業について提案を受け、課題整理を行い、事業化に向けた調整等を行うことで、「協働」をテーマに組織を越えた連携を図っている。</p> <p>今後、(仮称)市民協働推進条例を制定し、周知していくなかで、協働の概念を行政職員にも理解してもらい、更に連携を図るよう努めていく。</p>

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市

施策番号	49	施策名	行政サービス提供体制の充実
1次評価	A	施策所管局	企画市民局
2次評価	B	局・区長名	大房 薫

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	施策の目標達成のために、今後、区役所の持つ適正な規模や権限のあり方について検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 区役所のあり方等検討ワーキングにおいて、区役所の規模や機能等のあり方について、課題整理や検討を行っており、可能なものから実現化を図りたい。
2	サービスの充実を行う際には、費用対効果を分析した上で、適切な事業の推進を図られたい。	<ul style="list-style-type: none"> 住民票等コンビニ交付サービスについては、その展開状況や国における「社会保障と税に関わる番号制度」の方向性や本市における証明書自動交付機の利用実態を考慮しながら検討していきたい。 住民票等広域発行サービスを含め、窓口サービス全体のあり方やそれに要するコストとその効果とのバランスを見極めながら検討していきたい。
3	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。 ○一般旅券の申請受理・交付等サービス事業（変更前） <ol style="list-style-type: none"> ①事務移譲に伴う課題を整理する ②旅券窓口の開設準備を進める （変更後） <ol style="list-style-type: none"> ①事務移譲に伴う課題を整理する。 ②旅券窓口の開設準備を進める。 ③相模大野駅周辺に設置予定の旅券窓口について、平成23年度中に基本・実施設計を行う。
4	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> 今年度、コールセンターの対応履歴を分析するソフトの導入を図り、その分析結果を全庁的に業務改善につなげるための仕組みについて検討している。 また、部局内・部局間の横断的な調整を行うため、庁内に「広報委員会」を設置し、現在、広報活動の指針となるハンドブックの作成を検討している。今後、市民意見の施策への反映方法（スキーム）についても、このハンドブックを作成する中で、具体的に検討していく。 一般旅券の申請受理・交付等サービス事業の運営については、区役所などと連携を図りながら、進めていきたい。

総合計画施策進行管理 2次評価に対する対応方針

○基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市

施策番号	50	施策名	市民と行政のコミュニケーションの充実
1次評価	A	施策所管局	総務局
2次評価	B	局・区長名	八木 智明

No.	2次評価意見 (check)	対応方針 (action)
1	市民が市に対して意見を言える機会や手段については一定の確保がなされているが、市民からの意見の施策への反映方法について具体的に記載されたい。	<p>・広報については、広く報じること、広く聴くことが並行して行われることで、本来の機能を果たすという視点に立ち、市民意見の施策への反映方法(スキーム)についても、このハンドブックを作成する中で、具体的に検討していく。</p>
2	施策を構成する主な事務事業について、市民にわかりやすい指標・目標の設定がされていない。資源投入した結果としての成果、社会的効果などの観点から目標設定をされたい。	<p>・事業を実施した結果が市民にわかりやすいものとなるよう、平成23年度の「指標・目標」を次のとおり改める。</p> <p>○広聴事業 (変更前) 施策への反映方法の検討を行う。 (変更後) 市民意見を具体的に施策へ反映したことによる成果(割合)を指標とする。</p> <p>○広報事業 (変更前) 広報紙編集業務の民間委託を導入する。インターネットを活用した情報発信に取り組む。 (変更後) メディアを活用して、市政情報を効果的に発信し、それらが広くメディアに取り上げられ、報じられることによる成果(割合)を指標とする。</p> <p>○さがみはらの魅力発信事業 (変更前) 新たなブランド戦略会議を設置し、戦略的にシティセールスに取り組む。 (変更後) メディアを活用して、市政情報を効果的に発信し、それらが広くメディアに取り上げられ、報じられることによる成果(割合)を指標とする。</p> <p>○公文書館機能の構築 (変更前) 公文書管理に関する条例の制定内容について検討を行う。 (変更後) ① 公文書の適正管理と歴史的公文書の保存及び利用を図る仕組みなど、公文書管理に関する条例内容の検討を行う。 ② 歴史的公文書の保存及び選別を行う。</p>
3	部局内・部局間の縦割り行政から脱却し、市民の立場に立った総合調整と組織の横断的な連携強化に努められたい。	<p>・部局内・部局間の横断的な調整を行うため、庁内に「広報委員会」を設置している。現在、広報活動の指針となるハンドブックの作成を検討しており、今後、これに基づき、市民ニーズを的確に捉え、より迅速で効果的な情報提供に努めていく。</p>